

天理市公告第 48 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定
により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
榎町（西地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月5日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の
状況
○経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする

人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）

○取組事項

生産品目の明確化

○コメント

担い手に農地を集約し、効率的な水稲作による農地利用を図る。